

薬食発 0325 第 2 号
平成 23 年 3 月 25 日

各
〔 都道府県知事
政令市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



医療用医薬品再評価結果 平成 22 年度 (その 2) について

今般、別表の 2 品目について、薬事法第 14 条の 6 第 2 項の規定による再評価が終了し、結果は別表のとおりであるので、御了知の上、関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。



医療用医薬品再評価結果
平成22年度（その2）について

昭和54年薬事法改正以後に再評価に指定された成分
に対する再評価結果

（昭和63年5月30日薬発第456号薬務局長通知
に基づく再評価）

（その58）

<品質第37回>

1. 再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて（昭和62年7月11日薬発第592号薬務局長通知）
の別記1の3に該当する医薬品
【薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しない。】

| 番号 | 販売名 | 申請会社名 | 一般名又は有効成分名 | 剤型 | 含量 | 再評価指定年月日 |
|----|----------|-------------|------------|-----|---------|------------|
| 1 | ラブチーム顆粒 | エムジフーマ(株) | 塩化リンチーム | 顆粒剤 | 100mg/g | 平成14年7月15日 |
| 2 | ラブチーム錠90 | 日本ジェネリック(株) | 塩化リンチーム | 錠剤 | 90mg | 平成14年7月15日 |